

# 守山市社会福祉協議会による生活支援体制整備事業について

(平成 28 年度より、市からの委託を受けて実施しています。)

## ○ 目 的

この事業は、介護保険法による「介護予防・日常生活支援総合事業」として、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

本市においても、地域住民や事業者等の多様な地域主体による地域課題の解決に向けた「支え合いの体制づくり」や「取り組みの実践」を促進し、住民一人ひとりが家庭や地域の中で年齢、障がいや要介護認定等の有無にかかわらず、安心して生活できる社会の実現を図ることを目指します。

## ○ 推進体制

市域を第 1 層、学区(小学校区を中心とした行政区※)を第 2 層(日常生活圏域)とし、それぞれに協議体を設けます。また、第 1 層は市社協の地域福祉担当職員(1名)が、第 2 層は各学区から選出された地域福祉推進員(7名)がそれぞれの協議体の生活支援コーディネーターとなり、この事業を推進します。

※守山市では、昭和 46 年頃から当時の小学校区を単位として学区社会福祉協議会が設立され、見守り活動や支えあい活動、広報活動を実施するなど、住民が主体となって地域の福祉活動を展開してきた歴史があることから、学区社協と一体的にこの事業を展開することで、より一層住民主体の福祉のまちづくりを推進できると考えています。

## ○ 第 1 層協議体(市域)での取り組み

### (1) 学区社協・市社協事務局会議

毎月 1 回、第 1 層と第 2 層の生活支援コーディネーターおよび関係職員により、意見交換・情報交換を行います。

### (2) 第 2 層協議体(学区社協)との懇談

毎年 9 月～10 月頃に、学区社協ごとの懇談会において、各協議体の構成員等との意見交換・情報交換を行います。

### (3) 「守山市生活支援サービス一覧」の作成

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる一助として生活支援サービス等の一覧を作成します。【守山市社協ホームページにて公開】

### (4) 生活支援ボランティア活動の拡充

市、学区、自治会などのさまざまな生活圏域において、生活支援ボランティア活動が幅広く実施または拡充されるよう促します。

# 令和5年度 第2層協議体の取り組みの要点

[R6.6 作成]

## 守山学区

### 学区社協総務部会

令和6年度に「おとこの料理教室」を開始されることになり、これに向けた準備を進められました。

## 吉身学区

### 助け愛よしみ

令和4年1月に開始した自治会ごとの「ごみ出しボランティア」の利用が進むよう周知・啓発や関係者会議をされました。

## 小津学区

### 小津あんしんネット

令和6年度から自治会の高齢者サロンなどの取り組み方の見直し等を進められることになりました。

## 玉津学区

### 玉津支え愛プロジェクト

令和元年度から検討してきた地域住民による移動サービス「地域支え愛送迎活動」を令和6年3月に開始されました。

## 河西学区

### ほっとな河西プロジェクト

令和3年9月に開始した生活支援ボランティア「ささえ愛ネット河西」を利用してもらいやすくするよう周知や制度改正をされました。

## 速野学区

### 地域支援ネットワーク委員会

速野会館に北部図書館が併設されたこともあり、平成30年度に開始した「みんなのリビング(居場所づくり)」の参加者が増えました。

## 中洲学区

### 中洲学区21活動協議会

令和6年度に策定予定の学区地域福祉活動計画において今後の取り組み内容や体制等を検討されることになりました。

- \* 各学区社協で作成される「地域福祉活動計画」と連動させながら、地域の実情に合わせた取り組みを展開されています。
- \* 第2層協議体の会議には、市長寿政策課、圏域型地域包括支援センター、地区会館、市社協の各職員も参加しています。